# 埼玉県サステナブル企業認証制度 公募要領・制度の手引 (令和7年度版)

# 【令和7年度申請受付期間】

令和7年10月22日(水)~ 令和7年12月22日(月)

# 【問合せ先】

埼玉県サステナブル企業認証審査事務局 (株式会社地域デザインラボさいたま内)

電 話:048-814-5391

(受付時間: 9時00分~17時00分)

メールアドレス: saitamaken. sustainable@labtama. saitamaresona. co. jp

令和7年10月 埼玉県企画財政部計画調整課

E	目次	7																					
-	1	制度創設の背景・目	的												•	•	•		•	•	•	•	• 3
2	2	制度概要			•		•		•		•			•		•		•	•	•	•	•	• 3
	(1	) 対象者 ・・・・												•	•			•		•			• 3
	(2	申請書類・・・・																					• 4
	(3	申請要件・・・・																					• 5
	(4	) 認証基準														-							• 6
	(5	) 認証期間 •••																					• 6
(	3	申請手続																					• 6
	(1																						• 6
	(2		⁵の流れ																				. 7
	\	アー手続フロー																					• 7
		イー申請までの流れ	1																				• 7
		ウ 申請後から認証		流力	1																		. 8
	(3			<i>, )</i> ,   1	ı																		. 8
	(0	アー埼玉県サステナ		· <del>*</del> = 3	刃≘⊤	山蛙	<b>=</b>	 ( <b>‡</b> ≜	- É <del>=ľ</del>	· <b>华</b>	1 <u>5</u>	- 1)											. 8
				未前	cer E	<b>박 6</b> 6	音	\ <b>1</b> 78	₹ <b>工</b> (	·	I 7 <del>.</del>	<b>5</b> )										Ī	
		イ 取組状況確認い	ール		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		11
_	4	認証後の手続等						• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(1							• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 7
	(2							• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
	(3							• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
	(4							• •	•	•	• •	•		•	•	•		•	•	•	•	•	1 9
	(5								•	•	• •	•		•	•	•		•	•	•	•	•	1 9
Ę	5	各種様式【参考】			•		•		•		•	•		•	•	•		•	٠	•	٠	•	2 C
		様式第1号		٠.	•		•		•		•	•		•	•	•		•	٠	•	•	•	2 C
		様式第2号			•		•		•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	2 2
		様式第3号			•		•		•		•	•		٠	•	•		•	•	•	•	•	2 3
		様式第4号			•				•		•	•		•	•	•		•		•	•	•	2 4
		様式第5号			•		•				•	•			•			•		•			2 5
		様式第6号			•				•		•									•		•	2 6
		様式第7号																					2 7

様式第8号

### 1 制度創設の背景・目的

- ・ 令和7年3月に気候変動や社会課題等への取組、いわゆるサステナブル経営の取組 に関する情報開示の基準である「サステナビリティ開示基準 (SSBJ基準)」が公表 され、令和9年3月期から東証プライム上場企業において段階的に適用される予定で す。
- ・ 将来的には、大企業が求められるサステナビリティ情報の開示等によって、大企業と 共にサプライチェーンを構成する県内中小企業への要請が強化される可能性も想定され、中小企業も対応が必要となることが見込まれます。
- ・ 県では、県内企業の持続可能な経営(サステナブル経営)やSDGsの達成を促進し、「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、10年、20年先を見据え、高いレベルでサステナブル経営に取り組んでいる企業を県が認証する「埼玉県サステナブル企業認証制度」を創設しました。

### 2 制度概要

## (1) 対象者

- 県内に事業所等を有する中小企業
  - ▶ 「事業所等」とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている 一定の場所です。具体的には、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、神 社・寺院、旅館、学習塾、個人教授所(生け花、茶道など)等が該当します。
  - ▶ 「中小企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に定める会社及び個人です(下表のとおり)。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5 千万円以下	100人以下
小売業	5 千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(※)	3億円以下	900人以下
ソフトウエア業又は	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業		
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く。

### 【対象者である中小企業に該当する法人形態について】

- (1) 個人事業主
- (2) 会社(会社法上の会社(有限会社を含む。)及び士業法人)
- (3) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工 業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含 む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興 組合、商店街振興組合連合会
- (4) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、酒販組合連合会、酒販組合連合会、酒販組合連合会、技術研究組合
- ※ (1)、(2)については、上記の表に該当する必要があります。(4)については、構成員の 3分の2以上が中小企業であることが必要です。

## 【上記以外の個人・法人について】

- NPO法人(特定非営利活動法人)は、会社又は個人ではないため、対象外となります。
- 医療法人・学校法人等は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、会社法の会社の規定を準用していないことから会社とは言えず、対象外となります。なお、個人開業医は対象となります。
- ・ 個別の法律に基づく法人は、当該法律において会社法の規定を準用している場合 は、対象者となり得ます。

## (2) 申請書類

申請にあたっては、下記①から④の申請書類を提出してください。(詳細は8ページ 以降の「3.(3)申請書類の記入方法」で説明)

① 埼玉県サステナブル企業認証申請書(様式第1号) 事業者名、申請区分、事業者の概要、事業概要等を記載します。

#### ② 取組状況確認ツール

サステナブル経営の具体的な取組について、県が指定する取組状況確認ツールの審査項目に応じて<u>チェック形式で回答</u>します。また、取組状況確認ツールの「②-1評価シート(合計点数)」に<u>「今後の取組予定」を入力</u>します。申請時には、審査項目の回答状況を確認するため、<u>入力済の取組状況確認ツールを提出してください</u>。

なお、取組状況確認ツールに回答を入力した結果、<u>合計点数が120点を下回る場</u>合には申請受付ができませんので御注意ください(14ページ参照)。

## ③ 取組状況確認ツールの回答内容に応じた根拠資料

どの回答に対する根拠資料か明確にするため、回答した審査項目の設問 No と根拠 資料との対応関係を表示した一覧表も作成してください(様式自由)。

提出の際には、該当箇所のみ抽出する、抽出が難しい場合には該当箇所を四角囲み で明示するなどの御配慮をお願いします。

#### ④ 法人登記簿又は開業届の写し

法人登記簿は発行から3か月以内のものを提出してください。

### (3) 申請要件

- 県内に事業所等を置く中小企業であること。
- ・ 申請者が、申請時から過去5年間にわたって、重大悪質な事案で法令等に違反し、 処分等を受けていないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
- ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- ・ 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これら と同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その 他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴対法第2条第6号に規定する暴力 団員でないこと。
- ・ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力 団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 県税等租税公課の滞納がないこと。
- その他、公序良俗に反する行為がないこと。

## (4) 認証基準

「埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱」別表第一の認証区分による。

#### 【別表第一】

## 埼玉県サステナブル企業認証制度認証区分

認証基準	区分
160~200点	プラチナ認証
120~159点	ゴールド認証
0~119点	不認証

- ・ 申請者の合計点数について、関係分野の専門家で構成する「埼玉県サステナブル企業認証審査委員会」において審査します。
- ・ 審査の結果、申請者の合計点数が上記の認証基準を満たす場合、別表第一の認証区 分に応じて県が認証します。

## (5) 認証期間

認証を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日まで (令和7年度に認証を受けた場合の認証期間は令和11年3月31日まで)

## 3 申請手続

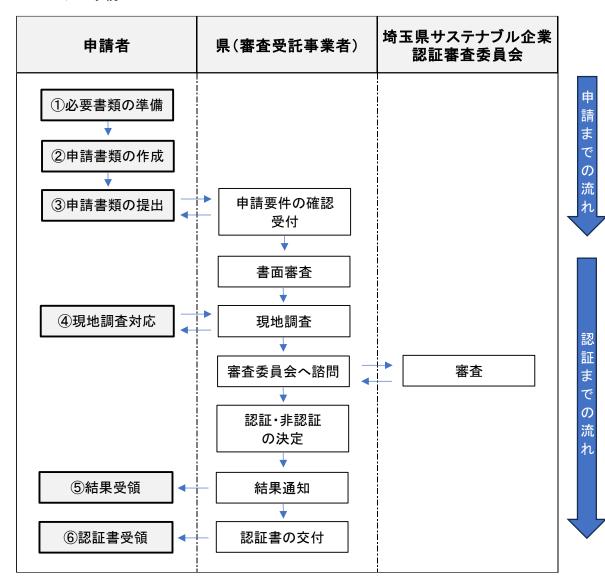
## (1) 申請受付期間

令和7年10月22日(水) ~ 令和7年12月22日(月)

※ 申請多数の場合は、期間終了前に受付を終了する場合があります。

## (2) 申請から認証までの流れ

## ア 手続フロー



## イ 申請までの流れ

## ① 必要書類の準備

申請者は、自らの取組状況を示す資料等を収集・整理し、申請に必要な書類(根拠資料等)の電子データを準備します。

## ② 申請書類の作成

埼玉県サステナブル企業認証申請書(様式第1号)、取組状況確認ツールについて、電子データで作成します。

※詳細は8ページ以降の「3.(3)申請書類の記入方法」参照

#### ③ 申請書類の提出

申請書類を電子データで県に提出します。なお、電子データへの変換が不可など、やむを得ず電子データで提出できない根拠資料等については④現地調査の際に確認します。

提 出 先:埼玉県サステナブル企業認証審査事務局

E-mail: saitamaken. sustainable@labtama. saitamaresona. co. jp

提出期限: 令和7年12月22日(月) 17:00

データ形式: Word, Excel, PDF 等

件 名:【申請者名称】埼玉県サステナブル企業認証制度申請

※ 容量が 20MB を超える場合には分割して送付してください。

## ウ 申請後から認証までの流れ

#### 4 現地調査対応

審査受託事業者と日程を調整し、決定した日時において現地調査を行います。当日は、取組状況確認ツールに入力した回答に関するヒアリングや根拠資料の確認を行います。ただし、調査先が県外(遠方)であるなど特段の事情がある場合にはオンラインによる調査に代えて実施することもあります。

## ⑤ 結果受領

現地調査や埼玉県サステナブル企業認証審査委員会による審査の結果を踏まえ、 県において申請者の認証(不認証)を決定し、通知します。決定結果の通知は令和 8年3月頃を予定しています。

## ⑥ 認証書受領

令和8年4月頃に認証書交付式を行う予定です。詳細は、認証企業への決定通知 送付にあわせてお知らせします。

## ※ 申請を取り下げる場合

申請後に申請を取り下げる場合には、「⑤ 結果受領」までに申請取下届出書(様式第2号)を提出してください。

#### (3) 申請書類の記入方法

ア 埼玉県サステナブル企業認証申請書(様式第1号)

- 申請者の基本情報を記載する様式です。
- 申請は、事業者(会社)単位で行ってください。
- ・ <u>本様式に記載する情報の一部は、認証後に公表</u>します(具体的には次ページの記載例を御参照ください)。

# 【記載例】

	į	認証後に公表	する情報
(様式第1号)	1.		
	埼玉県サステナ	ブル企業認証申請書	
		<b>介和</b>	7年〇〇月〇〇日
埼玉県知事 様	1		
	1 形	E.地 埼玉県さいた	ま市浦和区高砂3-15-1
	A	後者名 埼玉コバ	
	70	長者 職・氏名 代表取締	
	L_		
埼玉県サステナブル	企業認証制度実施。	<b>夏綱第4条の規定により、</b>	下記のとおり申請し
す。			
		記	
		īL	
1 申請区分			
新規 / 更新 /	区分変更	☑新規 □更新 □区分	変更
プラチナ/ゴールド	2 % 100 0	□プラチナ ☑ゴールド	
埼玉県SDGsパート	ナー登録の有無	□有 ☑無	
2 事業者の概要			
資本金	000 千円		
従業員数	000人		
		用 〇〇 人)(令和7年1	
主な業種		投業 □運輸業 □卸売業	□サービス業
(複数選択可)	□小売業 □その	り他	
	さいたま市		
埼玉県内の主な拠点			
3 事業概要	○○の製造・販売を	主な事業として実施。	
3 事業概要 ・19XX 年に創業し、(			している。
3 事業概要 ・19XX 年に創業し、( ・主要な製造拠点は川	口工場であり、全	主な事業として実施。 国に○○か所の工場を設置 会を目指して経営に取り組	
3 事業概要 ・19XX 年に創業し、( ・主要な製造拠点は川	口工場であり、全	国に○○か所の工場を設置	
3 事業概要 ・19XX 年に創業し、( ・主要な製造拠点は川	口工場であり、全	国に○○か所の工場を設置	

## 4 連絡先等

担当者 職·氏名	営業部長 埼玉 太郎
担当者 電話番号	0 4 8 - 000 - 0000
担当者 メールアドレス	0 4 8 - 000 - 0000
代表 電話番号	0 4 8 - 000 - 0000
代表 メールアドレス	○○@○○. co. jp

# 5 誓約事項

中請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項日
0	申請書等の記載内容が事実であること
0	申請者が、申請時から過去5年間にわたって、重大悪質な事業で法令等に違反し、処分等を受けていないこと
0	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を管む者でないこと
0	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以「同じ。)でないこと
0	役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他 これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表 者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴対法第2条第6 号に規定する暴力団員でないこと
0	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくに 暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
0	県税等租税公課の滞納がないこと
0	その他、公序良俗に反する行為がないこと

(注) 該当する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

#### イ 取組状況確認ツール

- ・ 申請者のサステナブル経営に関する取組状況について、入力シートを用いてチェック形式で回答するツール(Excel)です。「①-1 入力シート(一般項目)」「①-2 入力シート(環境項目)」を使用します。また、「②-1 評価シート(合計点数)」に「今後の取組予定」を入力してください(具体的には次ページ以降の入力例を御参照ください)。
- 回答は、事業者(会社)単位の取組状況について行ってください。
- 一般項目、環境項目ともに<u>必須回答項目はすべて回答、選択回答項目は全8項目</u> (一般項目5項目、環境項目3項目)から4項目選んで回答(下記一覧参照)。
- ・ 入力シートを用いてチェック形式で回答すると「②-1 評価シート(合計点数)」「②-2 評価シート(必須項目)」及び「③取組状況開示書」が自動で作成されます。 「②-1 評価シート(合計点数)」「②-2 評価シート(必須項目)」及び「③取組状況 開示書」は、認証後に公表します。

## 【審査項目一覧】

分野	回答	項目
一般項目	必須回答項目	01 ガバナンス(企業統治)体制
		02 企業情報の公開
		03 職場における安全衛生管理の推進
		04 情報セキュリティ対策
		05 平時の事業継続に関する取組
		06 非常時の事業継続に関する取組
		07 公正な経済取引(不正防止)
		08 バリューチェーン全体で社会的責任を
		果たす取組 09 生産性の向上
	選択回答項目	10 多様な人材の活躍支援
		11 従業員の人権配慮(人権デューデリジ
		ェンス)
		12 人材定着・確保
		13 健康経営への取組
		14 製品・サービスの品質と安全性
環境項目	必須回答項目	15 環境負荷低減マネジメント
		16 リスクと機会の認識
		17 気候変動への取組
	選択回答項目	18 自然環境との調和(生物多様性保全)
		19 資源循環・廃棄物削減
		20 水資源の確保

4項目選択して回答。(すべて一般項目でも差し支えない)

## 【入力例】

## 日付、社名を入力

# 「埼玉県サステナブル企業認証制度」取組状況確認ツール 入力シート(一般項目)

チェックにあたっては、「埼玉県サステナブル企業認証制度 公募要領・制度の手引」をご参照ください。「複数回答」の場合は、当てはまるものをすべてチェック一般項目、環境項目ともに「必須」はすべて回答、「任意」は全8項目(一般項目5項目、環境項目3項目)から4項目選ん日付 2025/10/30<br/>社名 さいたま県庁「単回答」の場合は、当てはまるものいずれかチェック

	C 1 /201/(/)	•					
I	頂目	項目	点数	設問 No	項目		配点
一般項目 ガバナンス(企業統治) 体制 複数E			- 3	1	●不法行為や不祥事を未然に防ぐため、次の取組を通じてガバナンス(企業統治)を強化している。	ه	5
					□ ア 会社の経営体制及び各部署との関係が分かる組織図を作成している		1
	※ 必須となっている	項目は			☑ イ 企業の意思決定において多様性を確保するため、女性や外国人を取締役に任命している	5	2
	すべて回答				□ ウ 経営上の重要な意思決定に資するよう、社外取締役や経営コンサルタントなど外部の意	見を取り入れている	2
					ロ エ 行っていない		0
		複数回答 6 2 ●持続可	<ul><li>●持続可能な経営を実現するため、次の取組を通じてコンプライアンス(法令遵守)を強化している</li></ul>	5.	6		
					□ ア コンプライアンスに関連する規則などを定め、従業員に対する勉強会を年に1回以上実施	<b></b>	/ 2
		- 4 > 1 - 4-	_		□ イ 公益通報者保護法に従い、公益通報制度(内部通報制度)を整備している	, e	2
	設問ごとの点数はこ	_ ちらに表	亦		□ ウ コンプライアンスに資するよう、弁護士などから定期的に指導・助言を受けている		2
					□ エ コンプライアンス委員会を設置するなどのチェック体制を設けている		3
					ロ オ 行っていない		О
必須	企業情報の公開	複数回答	5	3	●企業経営の透明性、公平性を確保するため、次の企業情報を公開している。		6
					□ ア 財務状況(従業員に対して明らかにしている場合も含む)	配点の上限が設定さ	れているため、各項目
				□ イ 取締役会の構成員数	得られる点数は配点	が上限となる	
				② ウ 女性管理職比率	ー (こちらの入力例で	は2点×3,3点×1	
					□ エ 株主の構成(会社の実質的所有関係)	   チェックされている	が、配点が6点のため
	ロー オ サステナビリティレポートなど具体的な環境や社会に対する取組						TO THE MINISTER
					□ カ 公開していない	- 点数は6点となる)	

項目	コア・コンテンツ	項目	点数	設問 No	項目	配点
健康経営への取組	戦略	複数回答	0	37	●企業へのエンゲージメントや仕事へのモチベーションの向上を目指し、従業員の健康を保持・増進するため、次の取組を行っている。	
					ア 健康的なメニューの紹介等、食生活改善に関する情報提供	1
No. of the second secon					ロ イ 体操やストレッチ等の時間の設定	
選択回答項目は全8項目中、4項目	を選択して回答				ロ ウ 敷地内禁煙または屋内禁煙	
例:「健康経営への取組」を選択した	と場合、設問 No37~3	9を			ロ エ たばこの害に関する情報提供	
回答する					ロ オ 運動施設の紹介や歩数増加の勧奨等運動する機会を増やす対策	
					ロ カ メンタルヘルス相談窓口の設置	
					ロ キ ア〜カに類似した取組	
					ローク 行っていない	
	リスク管理	複数回答	0	38	●従業員の健康課題の把握と必要な対策を検討するため、次の取組を行っている。	1
					ロ ア 特定保健指導を実施している	
					ロ イ がん検診等、任意検診の受診を促すための取組または制度がある	
- 「複数回答」の場合は、当てはまるもの	を <u>すべて</u> チェック				リ ウ 直近1年間で従業員全員が健康診断を受診している	
- 「単回答」の場合は、当てはまるものい	ずれかチェック				□ エ「埼玉県健康経営実践事業所」の認定を受けている	
	``				□ オ「健康経営優良法人」(経済産業省)の認定を受けている	
	The state of the s				ロ カ 行っていない	
	指標及び目標	単回答	0	39	<ul><li>●直近2年間の業務災害(業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害または死亡)について、次のいずれかである。</li></ul>	
					○ ア 業務災害発生件数を把握している	
					○ イ 業務災害はあるが、直近5年間の平均値より減少	
					○ ウ 業務災害はない	
					   ◎ エ 業務災害の発生件数を把握していない	1

## 入力シートで回答をチェックすることにより自動 で作成されます。(「今後の取組予定」を除く)

日付	2025年10月30日	
社名	さいたま県庁	

# 評価シート(合計点数)

「今後の取組予定」

・サーキュラーエコノミー推進のため、廃棄物を2027年6月時点で〇〇%削減する(2025年比)

・女性の管理職比率を2027年1月時点で○○%とする



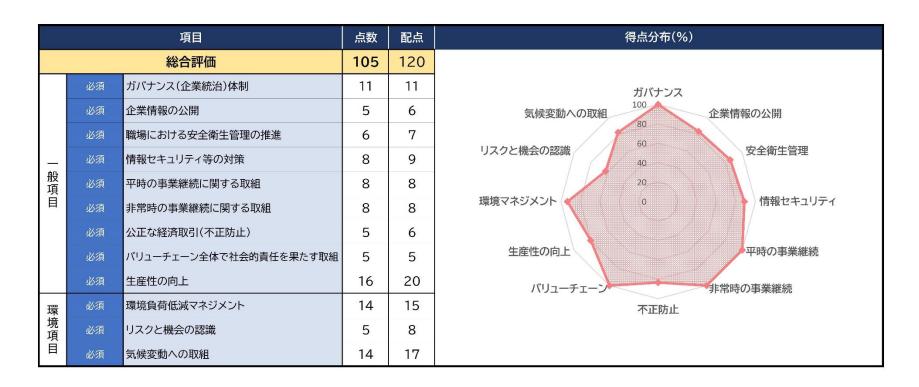
#### 「今後の取組予定」

サステナブル経営の更なる推進のため、今後重点的 に取り組む内容を<u>必ず入力</u>してください なお、入力内容は可能な限り数値化し、効果検証 可能なものとしてください

選択回答項目は、全8項目から4項目を選択して回答するだけで足りますが、仮に4項目以上回答した場合には 点数の高い4項目が合計点数に加算され、それ以外の 任意回答項目は黒塗りで表示されます

# 評価シート(必須項目)

日付 2025年10月30日 社名 さいたま県庁 入力シートで回答をチェックすることにより自動 で作成されます。



## 「埼玉県サステナブル企業認証制度」に基づく 取組状況開示書

「埼玉県サステナブル企業認証制度」の審査項目のうち、当社が取り組んでいる項目を

自社の取組内容やアピールポイント等を入力してください

日付: <u>令和7年10月30日</u>

**社名: さいたま県庁** 

○○という経営理念のもと、○○な社会を目指して取り組んでいます。 製造業として、職場の安全衛生管理を重点的に取り組んでいるほか、環境に配慮した商品開発を 積極的に行っています。

# ■職場における安全衛生管理の推進

職場の安全衛生管理上のリスクを定期的に評価し、改善策を講じている 労働災害発生度数率などの安全衛生管理に関する情報を公表している 労働安全衛生に係る規則が策定されており、かつ担当者を設置している 全従業員を対象に安全に関する勉強会を年1回以上実施している 従業員が参加・協議・コミュニケーションを取る機会を定期的に設けている

# ■ ガバナンス(企業統治)体制

企業の意思決定において多様性を確保するため、女性や外国人を取締役に任命している コンプライアンスに関連する規則などを定め、従業員に対する勉強会を年に1回以上実施している 公益通報者保護法に従い、公益通報制度(内部通報制度)を整備している コンプライアンスに資するよう、弁護士などから定期的に指導・助言を受けている 会社の経営体制及び各部署との関係が分かる組織図を作成している

# ■ 平時の事業継続に関する取組

財務状況を整理し、負債の見直しやキャッシュフローの改善を行うことで、承継後の経営負担を軽減している 経営スキルの習得や実務経験を積ませることで、後継者の育成を行っている

# ■情報セキュリティ対策

情報セキュリティを所管する部署を設けている 情報漏洩事故が発生した場合の具体的な対応策を定め、従業員に周知している サイバー攻撃が発生した場合の対応手順を事前に策定し、従業員に周知している 従業員が年1回以上情報セキュリティチェックを行っている

# ■企業情報の公開

女性管理職比率を公開している 取締役会の構成員数を公開している

入力シートで回答をチェックすることにより自動で作成されます。表示される項目は、配点に対し得点割合が 高い順に5つ表示されます。認証後に公表する際、ここに表示する項目を他の回答項目に変更したい場合には 県と協議の上で修正可能です。

## 4 認証後の手続等

- (1) 取組状況報告
  - ・ 認証者は、認証を受けてから1年が経過するごとに取組状況報告書(様式第4号)を提出してください。
  - ・ 提出期限は、認証を受けた日から1年を経過した後の最初の5月31日、以降は毎年度の5月31日となります。

令和7年度に認証を受けた場合の最初の提出期限は令和9年5月31日 次の提出期限は令和10年5月31日

- ・ 取組状況報告書は公表しません。
- ・ 記載例は次ページを御参照ください。

#### 【記載例】

(様式第4号)

## 取組状況報告書

令和○年 ○月○○日

埼玉県知事

 所在地
 ○○○

 事業者名
 ○○○

 代表者職氏名
 ○○○○

埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第7条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

記

1 申請時に提出した評価シートにおける「今後の取組予定」に記載した取組の内容

・サーキュラーエコノミー推進のため、廃棄物を 2027 年 6 月時点で○○%削減する (2025 年比)

・女性の管理職比率を2027年1月時点で○○%とする

- 2 1で記載した取組の進捗状況
  - (1) 進捗状況を3段階で自己評価してください (3)
  - (3:目標を上回って取り組んだ 2:順調に取り組んだ 1:更なる取組が必要)
  - (2) 自己評価の理由や今後の予定について、可能な限り数値を用いて記入してください。

・2026 年 10 月時点で廃棄物の削減目標及び女性の管理職比率目標を達成し

理由 予定

内容

たため

10100

・廃棄物削減率:△△% (2025 年比)

・女性の管理職比率:△△%

(3) 申請時から進んだ取組、後退した取組を記入してください。

・申請時においては従業員一人当たりの売上高・利益が前年比プラスであったが、今年度は前年度比で横ばいであった(後退した取組)。

取組

## (2) 認証の更新

認証期間は、認証を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までです。

(令和7年度に認証を受けた場合の認証期間は令和11年3月31日まで)

・ 認証期間終了後も更新を希望する場合には、新規申請時と同様に「2(2)申請書類」 に定める書類を提出してください。

(令和7年度に認証を受けた者が更新する場合には令和10年度に更新申請)

・ 申請書類の提出先、提出期限及び書類提出以降の審査の流れは、原則として新規申 請と同様です。

## (3) 認証区分の変更

- ・ 認証区分の変更を希望する場合には、認証期間が終了するまでに新規申請時と同様に「2(2)申請書類」に定める書類を提出してください。
- 申請書類の提出先、提出期限及び書類提出以降の審査の流れは、原則として新規申請と同様です。

## (4) 認証内容の変更

- ・ 認証企業について、埼玉県サステナブル企業認証申請書(様式第1号)に記載した 事項(企業名・事業所等所在地・その他)に変更が生じた場合は、変更届出書(様式 第5号)により速やかに届け出てください。
- 届出は、随時受け付けています。提出先: a2130-06@pref. saitama. lg. jp

#### (5) 認証の取下げ

- ・ 認証企業が、認証期間内に認証を取り下げる場合には、認証取下届出書(様式第6号)により届け出てください。
- 届出は、随時受け付けています。

提出先: a2130-06@pref.saitama.lg.jp

## 5 各種様式【参考】

(様式第1号)

## 埼玉県サステナブル企業認証申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地 事業者名 代表者 職・氏名

埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

## 1 申請区分

新規 / 更新 / 区分変更	□新規 □更新 □区分変更
プラチナ/ゴールド	□プラチナ □ゴールド
埼玉県SDGsパートナー登録の有無	□有 □無

## 2 事業者の概要

資本金	千円
従業員数	人
	(うち非正規雇用 人)( 年 月時点)
主な業種	□製造業 □建設業 □運輸業 □卸売業 □サービス業
(複数選択可)	□小売業 □その他
埼玉県内の主な拠点	

_	
.7	事業概要

## 4 連絡先等

担当者 職・氏名	
担当者 電話番号	
担当者 メールアドレス	
代表 電話番号	
代表 メールアドレス	

## 5 誓約事項

申請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	当だつては、以下の事項について相違ないことを言約します。 項目
	申請書等の記載内容が事実であること
	申請者が、申請時から過去5年間にわたって、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営 む者でないこと
	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと
	役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他 これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表 者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴対法第2条第6 号に規定する暴力団員でないこと
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは 暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
	県税等租税公課の滞納がないこと
	その他、公序良俗に反する行為がないこと

<sup>(</sup>注) 該当する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

(様式第2号)

## 申請取下届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地 事業者名 代表者職氏名

令和 年 月 日付けの申請について取り下げたいので、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第4条第4項の規定により届け出ます。

記

(取下げ理由)

(様式第3号)

## 結果通知書

計 調 第 号 令和 年 月 日

様

## 埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請があった件について、下記のとおり決定しましたので、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第5条第3項の規定により結果を通知します。

記

(審査結果)

(認証区分)

(様式第4号)

# 取組状況報告書

令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地 事業者名 代表者職氏名

埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第7条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

記

1 申請時	に提出した評価シートにおける「今後の取組予定」に記載した取組の内容
内容	
(1) 進	記載した取組の進捗状況   捗状況を3段階で自己評価してください ( ) 標を上回って取り組んだ 2:順調に取り組んだ 1:更なる取組が必要)
(2)自	己評価の理由や今後の予定について、可能な限り数値を用いて記入してください
理由 予定	
(3)申	請時から進んだ取組、後退した取組を記入してください。
取組	

(様式第5号)

# 変更届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地 事業者名 代表者職氏名

次のとおり申請内容に変更がありましたので、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第8条の規定により届け出ます。

記

変更内容	変更前	変更後
企業名		
事業所等所在地		
その他		

(様式第6号)

## 認証取下届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地 事業者名 代表者職氏名

令和 年 月 日付けの認証について取り下げたいので、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記

(取下げ理由)

(様式第7号)

## 取消通知書

様

## 埼玉県知事

令和 年 月 日付けで認証した件について、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第10条第1項の規定により取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

(取り消した認証の概要)

(取消理由)

(様式第8号)

## 認証区分変更通知書

様

## 埼玉県知事

令和 年 月 日付けで認証した件について、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第10条第3項の規定により認証区分を変更しましたので、下記のとおり通知します。

記

(区分変更認証の概要)

(区分変更の理由)